鳥海山・飛島ジオパーク構想　保護保全支援事業補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、鳥海山・飛島ジオパーク構想保護保全支援事業補助金の交付に関して、必要な事項を定めるものとする。

　（交付目的）

第２条　本補助金は、鳥海山・飛島ジオパーク構想におけるジオサイトの保護・保全につながる事業を行うものに対し支援し、ジオサイトの保護・保全の推進、または地域住民の保護・保全意識の向上を図ることを目的に交付する。

　（補助金の交付）

第３条　鳥海山・飛島ジオパーク構想推進協議会（以下「協議会」という。）は、前条の目的の達成に資するため、別表１の第１欄に掲げる事業（以下「対象事業」という。）について、予算の範囲内で本補助金を交付する。

２　本補助金の額は、原則として５万円を上限とし、補助対象経費に別表１の第３欄に定める率を乗じた額で、鳥海山・飛島ジオパーク構想推進協議会会長（以下「協議会長」という。）が定めた額（その額が１，０００円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。

　（補助対象事業者）

第４条　補助対象事業者は、協議会の構成団体（自治体は除く。ただし、教育機関団体は補助対象事業者に含める）のほか、地域住民自らが主体的に企画、実践する事業に取り組む団体、企業及び個人（以下「活動団体等」という。）とする。

　（活動団体等資格）

第５条　活動団体等資格要件は次のとおりとする。

(1)　団体は、主たる事務所等（任意団体であっては代表者の住所）が秋田県由利本荘市、にかほ市、山形県酒田市、遊佐町（以下「各市町」という。）のいずれかにあること。

(2)　団体は、定款、規約等を有していること。

(3)　企業は、主たる事務所が各市町いずれかにあり、商工会または商工会議所の会員であること。

　ただし、協議会長が特に必要と認める企業についてはこの限りではない。

(4)　個人は、各市町のいずれかの住民であること。

２　前項に関わらずこれから団体等を設立し活動を行おうとするものにあっては、団体設立の趣旨及び計画ならびに活動内容等を審査のうえ資格の有無を決定する。

　（補助対象経費）

第６条　補助対象となる経費は、別表１の２欄に掲げる経費のうち、別表２に掲げる費目とする。ただし、次の経費は補助対象経費に含めない。

(1)　活動団体等の経常的な運営経費

(2)　活動団体等の事務所等に係る維持管理経費

(3)　活動団体等の構成員に対する維持管理費

(4)　補助事業に要する経費であることを客観的に証明できない経費

(5)　補助事業に直接関係のない経費及び交付対象とすることが社会通念上適正でないと認められる経費

（補助金の交付申請）

第７条　前条の補助金の交付を受けようとする者は、様式第１号を協議会長に協議会長が指定する別に定める期日までに提出しなければならない。

（補助金の交付の決定）

第８条 協議会長は、前条の申請に係る書類の審査により、当該申請に係る補助金を交付すべきものと認めたときは、補助金の交付を決定（以下「交付決定」という。）するものとする。

２　協議会長は、交付を決定する場合において、当該補助金の交付の目的を達成するため必要があるときは、条件を付することができる。

３　協議会長は、交付決定の内容及びこれに付した条件を、様式第２号により当該補助金の交付の申請をした者に通知するものとする。

（補助事業の変更等）

第９条　補助事業者は、交付決定（この項（次項において準用する場合も含む。）の規定による容認（以下「変更の承認」という。）を受けた場合にあっては、変更後のものとする。以下同じ。）に係る補助事業の内容の変更（補助の目的及び補助事業の効果に影響を及ぼさない範囲で補助事業細部の変更をする場合を除く。）及び補助金額の増額をしようとするときは、様式第３号を協議会長に提出しなければならない。

２　前項の規定は、補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合について準用する。

３　協議会長は、前２項の申請に対し、申請事項を承認すべきものと認めたときは、その旨を様式第４号により、当該申請者に通知するものとする。

（実績報告）

第10条　補助事業者は、補助事業が完了したとき（補助事業の廃止の承認を受けたときを含む。以下同じ。）又は第８条の交付決定に係る推進協議会の会計年度が終了したときは、様式第５号を協議会長にその指定する期日までに提出しなければならない。

（是正命令等）

第11条　協議会長は、補助事業の完了に係る前条の実績報告があった場合において、当該事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、当該内容等に適合させるための措置を執るべきことを当該補助事業者に命ずることができる。

２　補助事業者は、前項の措置が完了したときは、第10条の規定に従って実績報告をしなければならない。

　（額の確定）

第12条　協議会長は、補助事業の完了にかかる第10条及び前条第２項の実績報告があった場合において、当該報告に係る書類の審査等により、当該事業の成果が交付決定内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、様式第６号により当該補助事業者に通知するものとする。

２　協議会長は、確定した補助金の額が、交付決定額（第９条第３項の規定により変更された場合にあっては、動向の規定により通知された金額をいう。以下同じ。）と同額であるときは、前項の規定による通知を省略することができる。

　（補助金の請求）

第13条　協議会長は、前条第１項の額の確定を行ったのち、補助事業者から提出される様式第７号により補助金を交付する。

２　協議会長は、必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず概算払することがある。

（交付決定の取消し）

第14条 協議会長は、補助事業者が、次の各号の一に該当すると認めたときは、当該交付決定の全部又は一部を取り消すことがある。

(1) この要綱の規定に違反したとき。

(2) 本補助金を補助事業以外の用途に使用したとき。

(3) 交付決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき。

(4) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

２ 協議会長は、前項の取消しの決定を行った場合には、その旨を様式第８号により当該補助事業者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第15条 協議会長は、前条第１項の取消しを決定した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、当該決定の日の翌日から１５日以内の期限を定めて、その返還を命ずることができる。

２ 協議会長は、第12条の額の確定を行った場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、当該額の確定の日の翌日から１５日以内の期限を定めて、その返還を命ずることができる。

３ 協議会長は、やむを得ない事情があると認めたときは、前２項の期限を延長することができる。

（補則）

第16条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成２８年度の補助に係る事業から適用する。

（別表１）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 1対象事業 | 2補助対象経費 | 3補助率 |
| ジオサイト清掃活動 | ・ジオサイトの清掃活動にかかる経費 | １０／１０以内 |
| ジオサイト巡視活動 | ・ジオサイトの巡視活動にかかる経費 | 同上 |
| 自然環境の再生活動 | ・ジオサイトを取り巻く自然環境の再生・維持活動にかかる経費 | 同上 |
| 希少動植物の保護活動 | ・ジオサイトに関わる希少動植物の保護活動にかかる経費 | 同上 |
| 遊歩道等の整備活動 | ・ジオサイトを保全するための遊歩道等を整備・補修をおこなう活動にかかる経費 | 同上 |
| 保護・保全のためのPR活動 | ・ジオサイトを保護保全するためにおこなうPR活動や人材育成につながる活動にかかる経費 | 同上 |
| その他、協議会長が必要と認める活動 | ・その他、ジオサイトを保全するために協議会長が必要と認める活動にかかる経費 | 同上 |

（別表２）

|  |  |
| --- | --- |
| 費　目 | 内　　　　　　　　容 |
| 賃金 | 事業の実施に必要な賃金 |
| 報償費 | 参加賞及び講師等への謝礼 |
| 旅費 | 講師等旅費及び市内宿泊費 |
| 需用費 | 消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費及び修繕費 |
| 役務費 | 通信運搬費、広告宣伝費、手数料及び保険料 |
| 委託料 | 事業の実施に必要な作業、業務等委託料 |
| 使用料及び賃借料 | 会場使用料、バス借上料、機械器具賃借料及び有料道路通行料 |
| 工事請負費 | 工作物等の造成、製造、改造、除却等 |
| 原材料費 | 事業の実施に必要な材料購入費 |
| 備品購入費 | 事業に実施に必要な機材（団体等で管理ができる物）の購入費 |
| その他 | 協議会長が必要と認める経費 |